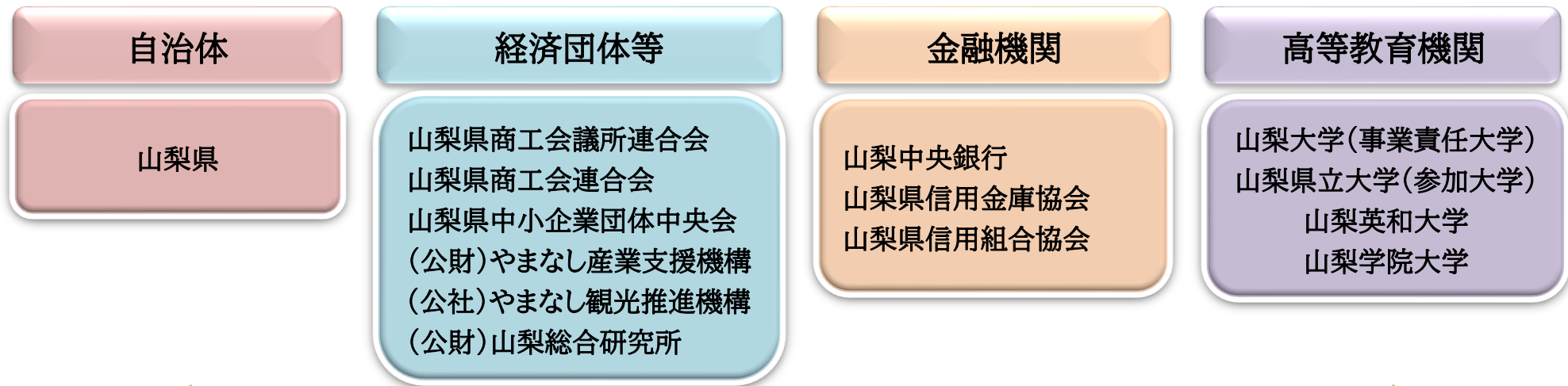


○ 地域連携プラットフォーム(地域人材養成推進会議)

1 地域連携プラットフォーム(R5.3設置)の目的

- 山梨県内の高等教育機関、公共団体、産業界等の各構成機関が連携し、**将来の山梨県に求められる産業中核人材や高等教育の在り方について恒常的に議論するとともに、関係機関における連携方法について協議することにより、地域を牽引する人材を養成する**

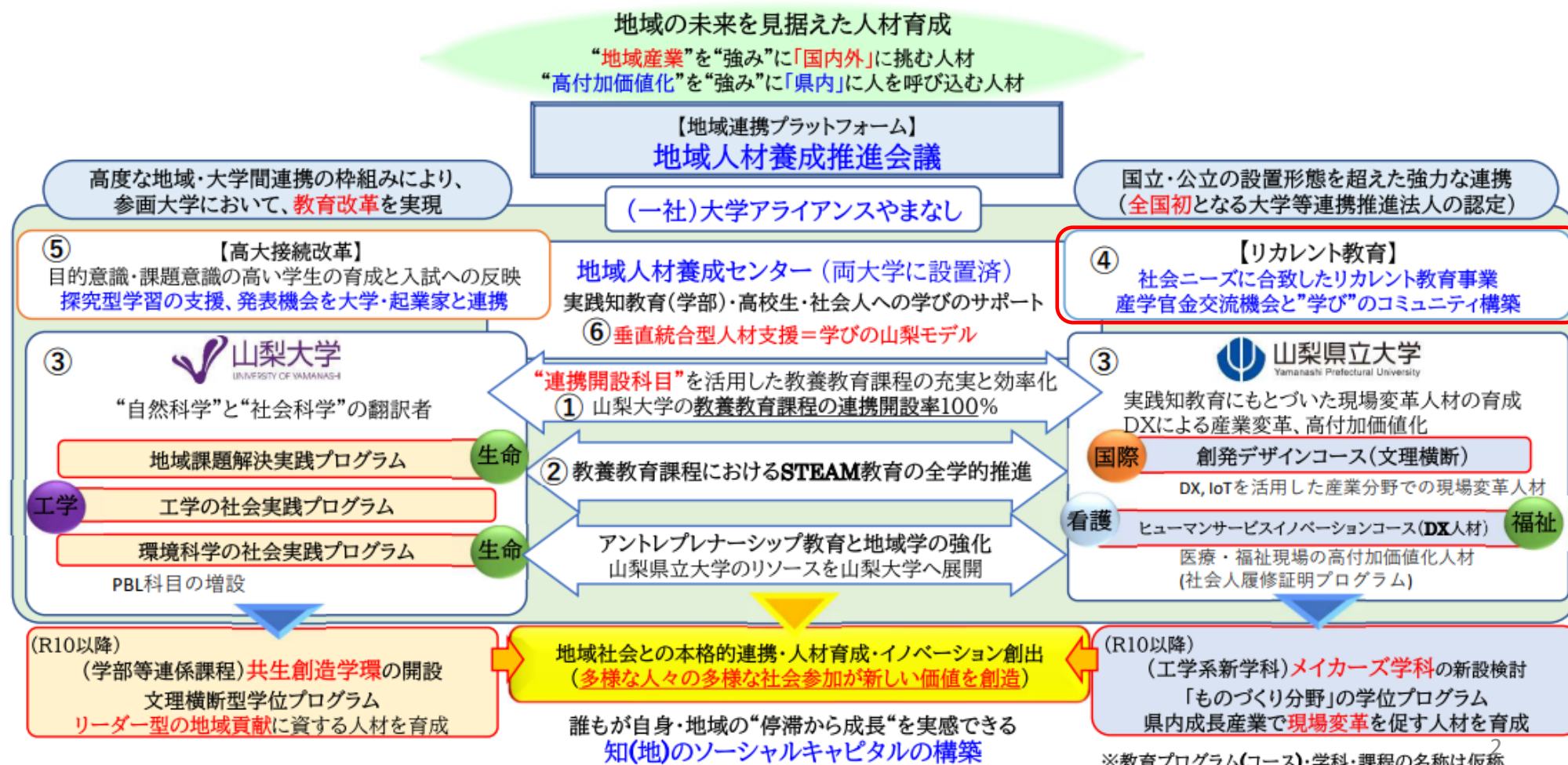
2 地域連携プラットフォームの構成団体



- ・R5年度 教育プログラム検討部会 … 試行プログラム(R6～9)の検討
- ・R6年度 学位プログラム検討部会 … 学部等再編後の学位プログラム(R10)の検討
- ・**R7年度 リカレント教育検討部会 … 履修証明プログラム等の検討**

事業計画の概要

- ① 連携開設科目を活用した教養教育課程の充実と効率化
- ② 教養教育課程におけるSTEAM教育の全学的な推進
- ③ 地域リーダーおよび産業中核人材としてのスキルセットに関わる実践知教育プログラムの実施
(山梨大) 工学部及び生命環境学部におけるPBL科目の増設、社会科学の知見やアントレ教育・地域教育との融合による理工系学部の改革
(県立大) 国際政策学部「創発デザインコース」の新設、人間福祉学部・看護学部：学部合同「ヒューマンサービスイノベーションコース」新設
- ④ リカレント教育の推進と共助型の学修コミュニティの構築
- ⑤ 課題意識・目的意識の高い入学者の確保に向けた高大接続の確立
- ⑥ 地域人材養成センターの一体的運営による垂直統合型人材支援体制の整備



地域活性化人材育成事業～SPARC～ 公募要領



申請対象とする取組（公募要領P.2～4）

⑦ 上記課程を活用し、**社会人等を対象に地域産業の高度化等に貢献する体系的な履修証明プログラムの構築や講座の開講等の取組を実施すること。**

⑧ **タイプ①については、文理横断型の教育を基盤とした学部等へと再編する大学を含むこと（中間評価時に学部等の再編計画を提出し、令和10年4月までに学生受け入れを実施すること）。**

【⑧の取組イメージ】

- 本事業を通じて、文理横断型教育を実施し、その成果を踏まえ、更なる連携開設科目の開設や自大学における教育リソースのポートフォリオの見直しを行い、科学技術分野を支える分野融合の学部等（学部又は学科等）へと再編（改組）を行う。

- 参加する大学のうち、半数以上の大学で、学部又は学科の再編※1を求める。

※1 i) 当該大学が授与する学位の分野の変更を伴うものをいう。

（学位の分野は、「学位の種類及び分野の変更などに関する基準」（平成15年文部科学大臣告示第39号）による。）

- 文系・理系の学部を総合的に有するいわゆる「総合大学」に限定し、当該大学の文系学部と理系学部の枠を超えた学部等連携課程を設置することも再編※2と定義する。

※2 ii) 文系学部と理系学部（理学・工学・農学）の枠を超えた学部等を設置するものをいう。

大学等における履修証明（certificate）制度について

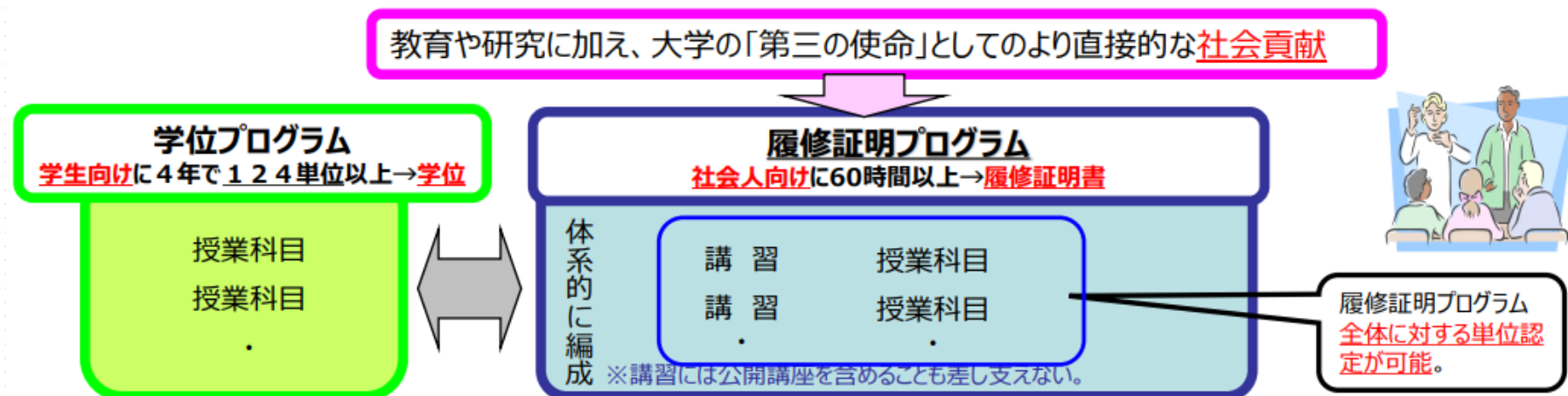
趣 旨

教育基本法第7条及び学校教育法第83条の規定により、教育研究成果の社会への提供が大学の基本的役割として位置づけられたことや、中教審答申の提言等を踏まえ、平成19年の学校教育法改正により、履修証明の制度上の位置付けを明確化。

これにより、各大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校）における社会人等に対する多様なニーズに応じた体系的な教育、学習機会の提供を促進。

制度の概要

- 対象者**：社会人（当該大学の学生等の履修を排除するものではない）
- 内 容**：大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された、体系的な知識・技術等の習得を目指した教育プログラム
- 期 間**：目的・内容に応じ、総時間数60時間以上で各大学等において設定
- 証明書**：プログラムの修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること及びその名称等を示した履修証明書を交付
- 質保証**：プログラムの内容等を公表するとともに、各大学等においてその質を保証するための仕組みを確保
※学生を対象とした学位プログラムとは異なり、学位が授与されるものではない。



(参考)学校教育法及び学校教育法施行規則

学校教育法(昭和22年法律第26号)

第百五条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第12号)

第百六十四条 大学(大学院及び短期大学を含む。以下この条において同じ。)は、学校教育法第百五条に規定する特別の課程(以下この条において「特別の課程」という。)の編成に当たっては、当該大学の開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

2 特別の課程の総時間数は、六十時間以上とする。

3 特別の課程の履修資格は、大学において定めるものとする。ただし、当該資格を有する者は、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者でなければならない。

4 特別の課程における講習又は授業の方法は、大学設置基準、大学通信教育設置基準、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準及び専門職短期大学設置基準の定めるところによる。

5 大学は、特別の課程の編成に当たっては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、大学設置基準第三十一条第二項(大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。)、専門職大学院設置基準第十三条の二、第二十一条の二及び第二十七条の二、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項並びに専門職短期大学設置基準第二十五条第二項の規定による単位の授与の有無、実施体制その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。

6 大学は、学校教育法第百五条に規定する証明書(次項において「履修証明書」という。)に、特別の課程の名称、内容の概要、総時間数その他当該大学が必要と認める事項を記載するものとする。

7 大学は、特別の課程の編成及び当該特別の課程の実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならない。

現行の履修証明プログラム(R7.4.1現在)

山梨大学

ワイン・フロンティアリーダー養成プログラム

- ・ 国産ワインの品質の向上、地域ブランド化、さらにはグローバルスタンダード化を中核となり推進できるフロンティアリーダーを養成
- ・ 定員 15名程度
- ・ 講義及び実習期間 R7.5～R8.3(平日の夕方及び土曜日) 計140時間
- ・ 受講資格 山梨県内においてワイン製造業務及びワイン用ブドウ栽培に2年以上従事し、現在も勤務している者 ほか
- ・ 資格認定 山梨大学ワイン科学士認定試験の受験資格
- ・ 受講料 140,000円
- ・ その他 厚生労働省「教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)」の指定講座

山梨県立大学

認定看護師教育課程(感染管理分野B課程)

- ・ 感染管理分野の認定看護師を養成
- ・ 定員 14名
- ・ 講義及び実習期間 R7.5～R8.3(原則、平日の日中) 計831時間
- ・ 受講資格 看護師免許あり、通算5年以上の実務研修、通算3年以上の感染管理に関わる活動実績 ほか
- ・ 資格認定 認定看護師認定審査の受験資格
- ・ 受講料 1,578,000円
- ・ その他 厚生労働省「教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)」の指定講座

認定看護師教育課程(認知症看護分野B課程)

- ・ 認知症看護分野の認定看護師を養成
- ・ 定員 14名
- ・ 講義及び実習期間 R7.5～R8.3(原則、平日の日中) 計665時間
- ・ 受講資格 看護師免許あり、通算5年以上の実務研修、通算3年以上の感染管理に関わる活動実績 ほか
- ・ 資格認定 認定看護師認定審査の受験資格
- ・ 受講料 1,578,000円
- ・ その他 厚生労働省「教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)」の指定講座